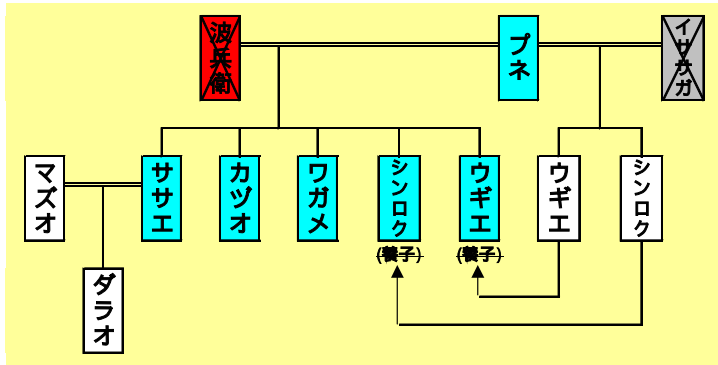


養子縁組 ～再婚した相手の子を養子に～

今回は配偶者の連れ子を養子にした場合のお話です。配偶者に連れ子がいても、養子縁組をしないのであれば相続分はありませんので問題にはなりません。

前回に引き続き、相続分は民法の相続分、法定相続分は相続税の相続分を意味します。

【ストーリー】イササガと死別したブネは波兵衛と再婚をしました。その際に波兵衛はイササガとの子であるシンロク・ウギエを養子にしました。そして波兵衛が亡くなりました。



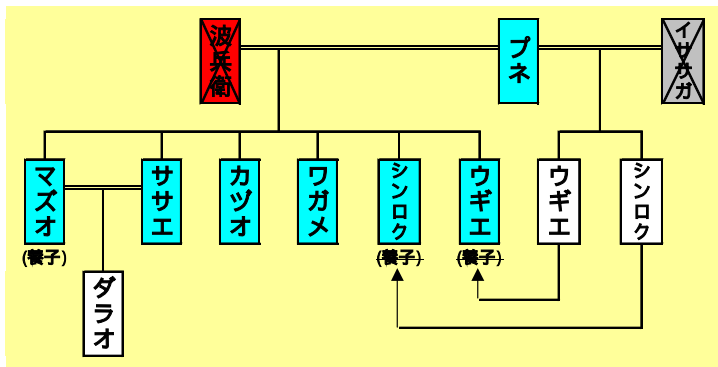
(図A)

〔図A〕連れ子を養子に

配偶者の連れ子を養子にした場合には、その子は実子と同じ扱いをします。

この場合は相続分・法定相続分共に

ブネ $1/2$
 ササエ・カツオ・ワガメ } 各 $1/2 \times 1/5 = 1/10$
 シンロク・ウギエ }
 となります。

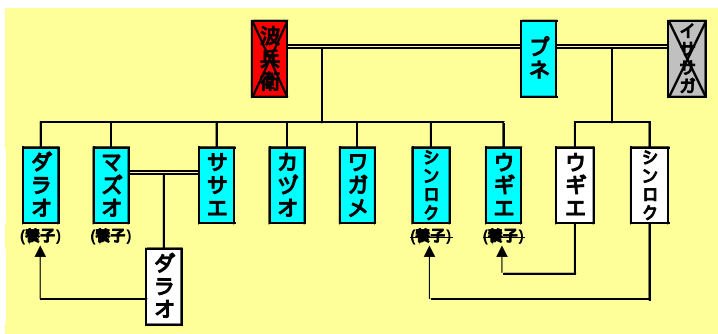


(図B)

〔図B〕連れ子を養子+婿養子

この場合養子はマスオ1人と考えるので、相続分・法定相続分共に

ブネ $1/2$
 ササエ・カツオ } 各 $1/2 \times 1/6 = 1/12$
 ワガメ・シンロク }
 ウギエ・マスオ }
 となります。



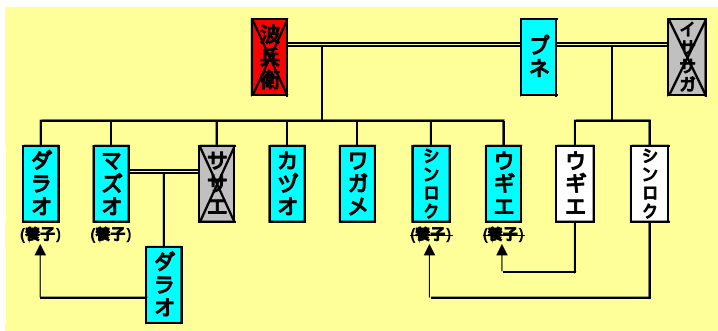
(図C)

〔図C〕連れ子を養子+婿養子+孫養子

この場合養子はマスオ・ダラオの2人です。実子がいるので法定相続分の計算上養子は1人しか認められません。

法定相続分は図Bと同じになりますが、相続分は

ブネ $1/2$
 ササエ・カツオ・ワガメ } 各 $1/2 \times 1/7 = 1/14$
 シンロク・ウギエ }
 マスオ・ダラオ } となります。



(図D)

〔図D〕連れ子を養子+婿養子+孫養子(代襲)

ダラオは実子の代襲相続人なので実子の身分が優先され、法定相続分の計算における養子はマスオ1人です。相続分・法定相続分共に

ブネ $1/2$
 ダラオ $1/2 \times 1/7 + 1/2 \times 1/7 = 1/7$
 カツオ・ワガメ } 各 $1/2 \times 1/7 = 1/14$
 シンロク・ウギエ }
 マスオ } となります。

悪いおじいさんは踊りが下手だったので、怒った鬼は良いおじいさんのコブをくつつけてしまいましたとさ。